平成２４年（フ）第１２３３号
東京都町田市南成瀬２丁目５番地７ＡＴ257―103
債務者　平間　大介
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５９６７号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目５番７号　マンションひろかわ608号
債務者　竹ヶ原幸彦
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５３号
東京都調布市調布ケ丘４丁目23番地４上田荘202
債務者　石川　　豊
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１６３号
東京都東村山市本町２丁目22番地15サングリーンハイツ308
債務者　小山　弘子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１９８号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―41―304
債務者　江原　久男
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１６０号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目490番地青梅荘
債務者　齊藤　正八
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第３７号
千葉県茂原市東部台２丁目29番地20
破産者　野川　栄二
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第６２９号
福岡市南区大橋１丁目４番20号
破産者　株式会社アイビック
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１号
石川県七尾市西下町四部60番地１号
破産者　有限会社大畠組
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第９１８号
名古屋市天白区笹原町404番地
破産者　株式会社ＴＥＮＰＡＫＵ・Ｒ
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８６５号
大阪市中央区南新町１丁目２番４号椿本ビル８階
破産者　株式会社アレスト
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２１０号
福岡市東区千早４丁目22番８号１Ｆ
破産者　株式会社ティ・エイチ・エス
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３４０号
福岡市東区和白５丁目４番28号
破産者　株式会社アッシュ．アー．
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３００号
熊本市東区保田窪３丁目17番８号　徳永ビル103号
破産者　株式会社九測
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８３９号
神奈川県小田原市鴨宮23番１
破産者　株式会社アースランド
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５１号
愛知県岡崎市藤川町字東川向８番地１
破産者　有限会社山本合成
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
愛知県岡崎市石神町２番地２、商業登記簿上の本店所在地愛知県岡崎市小呂町字４丁目43番地１
破産者　印象住宅株式会社
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
岡山県津山市野村595番地
破産者　有限会社竹内運送
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止決定の取消決定確定等

平成２２年（フ）第７１２号
兵庫県姫路市紺屋町39番地
破産者　姫路カード協同組合
1　主文　当裁判所が平成23年２月25日になした破産手続廃止決定を取り消す。
2　決定確定日　平成24年11月13日
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　破産債権の届出期間　平成24年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月22日午前10時10分
平成24年11月15日　神戸地方裁判所姫路支部